

あ農（り）第 176 号
平成 29 年 12 月 18 日

関係各位

あ わ じ 島 農 業 協 同 組 合
代 表 理 事 組 合 長 森 紘 一

ご連絡

日頃は当組合の業務にご指導・ご鞭撻をいただきありがとうございます。
当組合は、関係各位からの照会に対し次の対応を取りますので、ご理解の
ほどよろしくをお願いします。

第 1 ご連絡の趣旨

1 照会形式について

照会にあたっては、関係各位が照会をする根拠法令を明記いただき（個人
情報保護法第 23 条第 1 項等ご参照）、責任者名義で照会する手続きを
おとり下さい。この手続きに沿っていない場合、基本的に回答に応じか
ねますことをご了解下さい。

2 照会は必要最小限としていただきたいこと

照会の中には同一人について同一事項を短期間に何度も問い合わせる
など照会の必要性に疑問があると思われる照会が散見されます。当組合
は、照会の必要性を吟味し必要性がないと判断した場合は、回答をいた
しませんのでご了解下さい。関係各位におかれては、照会の必要性を熟
慮され照会は必要最小限としていただき、当組合の業務を圧迫されない
よう要請します。

3 照会手数料・資料代金について

照会に対し回答をする手数料及び資料代金として照会 1 名義（1 回）
当たり 6,000 円（消費税別）資料代一枚当たり 20 円（消費税別）をお支
払いいただきます。

還元資料回答時に請求書を同封いたしますので、後記ご案内の当組合
口座にご送金下さい。

第 2 ご連絡の理由

1 関係各位から当組合に対し各種多数の照会をいただいておりますが、 照会に対する回答の中にはほとんどの場合、個人情報が含まれておりま す。

当組合は、個人情報について適切な管理を要請する法の趣旨（個人情
報保護法第 20 条・第 21 条ご参照）、及び個人情報保護に関する金融分

野における個人情報に関するガイドライン（金融庁）等に従い、個人データの安全管理に係る実施体制を整備し、照会に対しては、個人データの管理責任者である常務理事による決裁の下、規定に従って多数の人員が関与して慎重吟味をしておりますので、一つの照会に対し回答をするに至るまでには当組合において相当のマンパワーを消費します。

また、内部監査、県検査、金融庁監査に備え、照会と回答の一連の記録を管理する必要があるため、当然、当組合はこれをも行っております。

さらに、近年、照会が激増しております。

それゆえ、関係各所からの照会に対する回答業務は、当組合の本来業務を圧迫しその遂行に支障を来す状態となっており、役職員の残業を生じさせる大きな要因となり、組合財産に影響を与えるレベルに至っております。

以上の状況に鑑み、上記 第 1 の措置を取らせて頂きます。

2 照会 1 名義（1 回）当たりの手数料を 6,000 円（消費税別）とした理由について

上記のとおり、照会に対する回答業務についてはこれまで組合経費でまかなっておりますが、既に説明しましたとおり昨今の照会回答業務は、残業を生じさせる大きな要因となっておりますから、とても無償サービスとしようるものではありません。組合員から預かった貴重なお金を合理性なく使用することはできません。

それゆえ、当組合としては、照会に対しては社会通念上相当な手数料をお支払いいただくことは適法と考え、上記のようにお支払いをさせていただくこととしました。ご参考までに、個人情報保護法第 33 条は開示請求に対し手数料を徴収することを認めています。

社会通念上相当な手数料の算出については、個人情報保護法第 33 条第 2 項は「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料を定めなければならない。」と規定していることを踏まえつつ、適正額の調査・検討をいたしました。

例えば、弁護士会は関係各所に照会ができるとされているところ（弁護士法第 23 条の 2）、大阪弁護士会と三井住友銀行は、債務名義ある場合の差し押さえ目的での預金の全店照会に際して 3,000 円（消費税別）を支払うことを協定しております。

この照会は書式の修正や余事記載が許されない定型照会で、事務負担を最小限に抑えた形式であり、職員が一人で処理したとしても個人情報保護法に適った処理と評価することが可能なスキームまで高められていますから、3,000 円という低廉な手数料にしたものと推測しますが、これに対して、関係各所から当組合へなされる照会は定型照会ではありませんから事務負担は比較になりません。

照会 1 名義（1 回）当たり 6,000 円（消費税別）でも回答文起案と決済に要する当組合の役職員の人件費の増加分にみあわない低廉な金額ではありますが、同額を社会通念上相当な金額と考えました。

当組合へ照会をされる際には、かかる連絡の趣旨をご理解の上、実施していただきますようお願いいたします。

本書に関するご意見・お問い合わせは文書にて当組合総務担当常務までお願いします。

第3 実施開始日 ・手数料他振込指定口座

1 取扱開始につきましては 平成30年1月4日(木)受付分より実施します。

2 振込指定口座

(金融機関名) 兵庫県信用農業協同組合連合会 洲本支店
(種別・口座番号) 普通 6040413

あわじしまのうぎょうきょうどうくみあい

(口座名義) あわじ島農業協同組合

- ・照会1名義(1回)あたり 6,000円(消費税別)
- ・回答資料代 一枚あたり 20円(消費税別)

なお、請求書受領の日から30日以内にお支払い下さい。

以上